

令和6年3月市議会定例会議提出議案(追加)

令和6年3月14日提出

区 分	件 数
条例関係	1
その他議案	4
計	5



福島市
FUKUSHIMA CITY

* この資料は、提出議案の内容について、参考まで記載したものです。

【条例関係 その①】

1 議案第64号 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件

能登半島地震の被災者を税制面から支援することを目的に地方税法の一部が改正されたことから、個人住民税の特別措置を設ける改正を行う。

【主な改正内容】

能登半島地震に伴う「雑損控除」の適用を

令和6年度個人住民税（令和5年分所得）から可能とする。

※1 雑損控除とは？

自宅や家財の被害に応じて申告し、所得金額から控除するもの

※2 本来の雑損控除の適用は？

能登半島地震の発生が、令和6年1月1日であるため、本来は令和7年度

個人住民税（令和6年分所得）から適用

（公布の日から施行）

【その他議案 その①】

2～5 議案第65～68号 工事請負契約の一部変更の件 ((仮称) 市民センター整備事業 関連工事4件)

工事内容の変更等に伴い、契約金額及び履行期限を変更する。

(1) 契約金額

①本体建築工事	3,410,777,700円	→	3,445,181,300円
②本体電気設備工事	665,588,000円	→	707,855,500円
③本体空気調和設備工事	693,000,000円	→	761,227,500円
④本体給排水衛生設備工事	280,500,000円	→	300,191,100円

(2) 履行期限 (上記①から④まで工事共通)

令和6年9月30日 → 令和6年11月29日